

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、龍ヶ崎市長から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 16 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦  
同 寺 田 寿 夫

龍 税 第 7 5 3 号  
令和5年10月13日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年9月29日付、龍監第53号により報告を受けたところで  
す。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

## 指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部税務課

確認した事実等		措置状況の内容等		
区分	契約事務	○当時、副市長決裁が未了となってしまった理由書を添付のうえ、令和5年10月6日に現副市長から事後決裁を受けた。		
件名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">指摘 12頁</td> <td>契約決議の未了と契約の締結</td> </tr> </table>		指摘 12頁	契約決議の未了と契約の締結
指摘 12頁	契約決議の未了と契約の締結			
事実の概要等	龍ヶ崎市土地・家屋評価推進事業業務委託（令和6年度評価替え）において、契約決議が未了のまま、同契約が締結されている。			
区分				
件名				
事実の概要等				
区分				
件名				
事実の概要等				
区分				
件名				
事実の概要等				

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。  
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

様式第17号

龍ヶ崎市監査委員告示第 16 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、龍ヶ崎市長から同法第199条第14項の規定による通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 28 日

龍ヶ崎市監査委員 大 山 文 彦  
同 寺 田 寿 夫

龍 防 第 1 3 4 号  
令和5年11月24日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和5年9月29日付、龍監第53号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項について、別紙の措置を講じたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

## 指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 総務部防災安全課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 21頁	かねてより賃貸借料4,000円で契約しており、算出方法について明文化されておりました。ご指摘を受け、算出方法について整理をしており、次回契約更新より、その算出方法に基づき、賃貸借料を決裁のうえ明文化してまいります。併せて書類の適切な管理にも努めてまいります。
事実の概要等	当該事務処理の一部は慣例に基づく取扱いとなっており、取扱基準等の明文化による事務処理及び書類の適切な管理が望まれる。	
区分	契約事務	
件名	意見 27頁	かねてより賃貸借料2,000円で契約しており、算出方法について明文化されておりました。ご指摘を受け、算出方法について整理をしており、次回契約更新より、その算出方法に基づき、賃貸借料を決裁のうえ明文化してまいります。併せて書類の適切な管理にも努めてまいります。
事実の概要等	当該事務処理の一部は慣例に基づく取扱いとなっており、取扱基準等の明文化による事務処理及び書類の適切な管理が望まれる。	
区分	契約事務	
件名	指摘 21頁	所轄税務署に確認したところ、賃貸料の一部を権利金等の取扱いとすることができるとの助言を受けたため、今後の契約に関しては契約書の文言を整理し、法令順守に努めてまいります。
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるものであるが、市が保管する各契約書に収入印紙が貼付されていない（詳細は、別紙のとおり）。	
区分	契約事務	
件名	指摘 27頁	所轄税務署に確認したところ、賃貸料の一部を権利金等の取扱いとすることができるとの助言を受けたため、今後の契約に関しては契約書の文言を整理し、法令順守に努めてまいります。
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるものであるが、市が保管する各契約書に収入印紙が貼付されていない（詳細は、別紙のとおり）。	
区分		
件名		
事実の概要等		

注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。

2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。